

目次

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 後援等の手続（第4条—第8条）

第3章 雑則（第9条—第14条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この要綱は、町以外のものが行う行事について、町が後援又は共催（以下「後援等」という。）を承認する場合の基準及びその事務の処理に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）行事 大会、講座、教室、後援会、展示会等の催物をいう。
- （2）後援 町以外のものが行う行事の趣旨に町が賛同し、その開催を支援することをいう。
- （3）共催 町以外のものが行う行事の企画又は運営に町が参加し、共同で主催することをいう。

（承認基準）

第3条 町が後援等を承認する行事は、町の施策の推進に寄与すると認められる行事であって、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。ただし、町長が特に必要と認める行事については、この限りでない。

- （1）広く一般を対象としたものであること。ただし、町長が公益性があると認める場合は、この限りでない。
- （2）公序良俗に反しないものその他社会的な非難を受けるおそれがないものであること。
- （3）営利、商業宣伝等を主たる目的としたものでないこと。
- （4）特定の政治的活動又は宗教的活動その他特定の主義又は主張の普及、浸透等を図ることを目的としている活動でないもので、かつ、町の中立性を損なうおそれがないものであること。
- （5）主催者又は主催者の構成員が次に掲げるものでないこと。

ア 政治団体

イ 宗教団体

ウ 上市町暴力団排除条例（平成24年上市町条例第1号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第3号に規定する暴力団員等と関係を有するもの

## 第2章 後援等の手続

（申請）

第4条 後援等の承認を受けようとする行事の主催者は、上市町後援等承認申請書（様式第1号）又は次に掲げる事項を記載した書類をもって町長に申請し、その承認を受けなければならない。

- （1） 後援又は共催の区分
- （2） 主催者の住所及び氏名（団体の場合は、所在地及び名称）並びに電話番号
- （3） 行事の名称並びに当該行事の開催の期間及び場所
- （4） 後援等を行う他の団体（後援等を行う見込みのある団体を含む。）の名称
- （5） 名義の使用その他の後援等の内容
- （6） 前条第5号に規定する要件を満たすものである旨

2 前項の規定による申請の際は、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- （1） 行事の目的及び内容を記載した書類
- （2） 収支予算書（一般の参加費等が有料の場合に限る。）
- （3） 主催者の活動実績の概要を記載した書類（当該主催者が広く一般に知られているものと町長が認める場合を除く。）

3 町長は、第1項の規定による申請に同項各号に掲げる事項の記載又は前項各号に掲げる書類の添付がなかった場合において、当該事項の記載又は当該添付すべき書類の内容の確認ができたときは、当該事項の記載又は当該書類の添付があったものとみなすことができる。

（承認又は不承認の決定等）

第5条 町長は、前条第1項の規定による申請があった場合は、その内容を審査した上で承認の可否を決定し、上市町後援等（承認・不承認）通知書（様式第2号）によりその結果を当該申請をした主催者（次項において「申請者」という。）に通知するものとする。

2 町長は、前項の規定により後援等を承認する場合には、次に掲げる条件を付すものとする。

- （1） 後援等の使用名義を「上市町」とすること。
- （2） 前項の規定により後援等が承認された行事の内容を変更し、又は当該行事を中止しようとする場合は、直ちに町長に次条の規定による届出をすること。この場合において、行事の内容を変更する旨の届出をするときは、その変更後の行事が第3条に規定する承認基準の全てを満たしていることの確認を受けること。

(3) 前項の規定により後援等が承認された行事の終了後、速やかに町長に第7条の規定による報告をするよう努めること。

(4) 行事を行うに当たって生じた事故等については、申請者の責任において処理を行うこと。

(5) その他町長が必要と認める条件

3 第1項の規定により後援等を承認する場合の承認期間は、その承認の日から当該行事の終了の日までとし、6月を限度とする。ただし、行事の性質上やむを得ないと町長が認める場合は、この限りでない。

(変更等の届出、確認等)

第6条 前条第1項の規定により後援等の承認を受けた行事の主催者は、当該行事の内容を変更し、又は当該行事を中止しようとする場合は、直ちに次に掲げる事項を記載した書類をもって町長に届け出なければならない。この場合において、当該行事の内容の変更によるものであるときは、当該変更後の行事が第3条に規定する承認基準の全てを満たしていることの確認を受けなければならない。

(1) 主催者の住所及び氏名（団体の場合は、所在地及び名称）並びに電話番号

(2) 行事の名称

(3) 変更又は中止の理由

(4) 変更する内容（行事の内容を変更する場合に限る。）

2 町長は、前項の規定による当該行事の内容を変更する旨の届出をした主催者に対し、同項後段の確認の可否について通知するものとする。

3 町長は、前項の場合において、当該変更後の行事が第3条に規定する承認基準のいずれかを満たしていないと認めるときは、第8条第1項の規定により後援等の承認を取り消すことになる旨を併せて通知するものとする。

4 町長は、第1項後段の確認をし、かつ、特に必要があると認めるときは、前条第2項の規定により付した条件を変更することができる。

(実施報告)

第7条 第5条第1項の規定により後援等の承認を受けた行事の主催者（前条第2項の規定により後援等に係る行事の中止を届け出た主催者を除く。）は、その後援等に係る行事が終了した場合は、速やかに次に掲げる書類の提出をもって町長に報告するよう努めるものとする。

(1) 後援等の名義が記載された行事のチラシ、パンフレット、ポスター等

(2) 収支決算書（一般の参加費等が有料の場合に限る。）

(承認の取消し等)

第8条 町長は、第5条第1項の規定により承認を受けた行事が次の各号に掲げる事由のいずれかに該当する場合には、その承認を取り消すことができる。

- (1) 第3条に規定する承認基準を満たさないこととなった場合
- (2) 第4条第1項の規定による申請又は第6条第1項の規定による届出の内容に虚偽があったことが判明した場合
- (3) 第5条第2項又は第6条第4項の規定により付した条件に違反した場合
- (4) その他町長が承認を取り消す必要があると認めた場合

2 町長は、前項の規定により後援等の承認を取り消した場合には、上市町後援等承認取消通知書(様式第3号)により当該承認を受けた行事の主催者にその旨を通知するものとする。

3 町長は、次に掲げる行事の主催者に対しては、次回以降の後援等は承認しないものとする。

- (1) 第5条第1項の規定により後援等の承認を受けた行事がその実施後に第1項第1号に規定する事由に該当することが判明した行事
- (2) 第1項第2号又は第3号に規定する事由に該当することによって同項の規定による承認の取消しがあった行事

### 第3章 雑則

(事務の所管課等)

第9条 後援等に関する事務は、その後援等に係る行事の内容に関係する事務を所掌する課等が行うものとする。

(確認の処理)

第10条 第6条第1項後段の確認の処理は、同項前段に規定する届出の書類を上司の回覧に付し、その承認を得ることとする。

(この要綱の適用の特例)

第11条 町長は、依頼その他の申請以外の形式で後援等の求めがあった場合は、この要綱の規定を適宜読み替えて、同要綱の規定を適用することができる。

(承認の特例)

第12条 第4条及び第5条の規定にかかわらず、後援等(名義の使用のみを内容とするものに限る。以下この条において同じ。)の承認を受けようとする行事の主催者で町が構成員であるものは、次に掲げる事項を記載した書類を町長に届け出ることにより、当該行事について後援等の承認を受けたものとすることができる。

- (1) 後援等の承認を受けようとする旨
- (2) 行事の主催者の名称
- (3) 行事の名称及び内容

(適用除外)

第13条 前章の規定は、国又は他の地方公共団体については適用しない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、後援等の事務の取扱いに関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際現に受理している任意の書式による後援等に係る承認申請書の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則 (平成31年3月27日告示第14号)

(施行期日)

- 1 この告示は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の日前にこの告示による改正前の上市町後援及び共催に関する事務取扱要綱第4条の規定により後援等の承認の申請があったものについては、なお従前の例による。

附 則 (令和4年10月13日告示第83号)

(施行期日)

- 1 この告示は、令和4年11月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の日前にこの告示による改正前の上市町後援及び共催に関する事務取扱要綱第4条の規定により後援等の承認の申請があったものについては、なお従前の例による。

(様式 略)